

ワークライフバランス推進強化月間（7・8月）における全省的な取組

○大臣、事務次官等からのメッセージの発信等

- ・ワークライフバランス推進強化月間の実施に当たって、大臣や事務次官等から、内外に対する取組内容・メッセージの発信
- ・協議会等において、各府省等の取組内容を報告・共有

○ゆう活（夏の生活スタイル変革（朝型勤務と早期退庁の勧奨））と超過勤務縮減の徹底

- ・通常の勤務開始時刻を1～2時間程度早め、朝型勤務・早期退庁を推進
- ・併せて、各府省等ごとに早期退庁目標を設定するなど、省全体として超過勤務縮減を図る

○業務の効率化や職場環境の改善等働き方改革の具体化に向けた取組の実践

- ・各府省等において取組計画の策定等に当たって検討した業務改善等の取組を集中的に実施

○テレワークの推進強化

- ・管理職を始め、可能な限り多くの職員にテレワークを経験させる

○休暇（年次休暇・夏季休暇）の一層の取得促進

- ・年次休暇・夏季休暇を組み合わせ、1週間以上の連続休暇の取得を促進
- ・特に男性が子育て等に参画するための休暇（年次休暇等）の取得を促進

→ 各府省等においては、これらの取組に加え、その実情等も踏まえつつ、独自の取組も実施